

使用済自動車の再資源化等に関する法律
(自動車リサイクル法)

解体業者の許可申請の手引

令和8年6月

川越市 環境部 産業廃棄物指導課 審査担当

はじめに

平成17年1月1日から使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）が施行されたことに伴い、川越市内において使用済自動車又は解体自動車の解体を行うためには、川越市長の許可を受けなければなりません。

自動車リサイクル法の目的

自動車リサイクル法は、自動車製造業者や関連事業者等が使用済自動車の引取り・引渡し・再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車から排出される廃棄物を減量し、資源や部品として再生するための取組を自動車製造業者や関連事業者等が行うことを通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

使用済自動車、解体自動車とは

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

解体業者の許可について

使用済自動車又は解体自動車の解体の事業を行おうとする場合は、都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けなければなりません。川越市内にある事業所で業を行う場合は、川越市長の許可を受ける必要があります。

※ 埼玉県内の事業所のうち所在地がさいたま市、越谷市及び川口市内での手続は、各市の担当課に直接問い合わせください。それ以外の市町村の場合は、該当する事業所のうちの主たる事業所の所在地を管轄する埼玉県環境管理事務所に登録の申請をしてください。

※ 複数の事業所を持つ場合、同一の自治体に申請する事業所分は、一つの申請書にまとめて申請してください。

許可の申請について

新たに許可を取得しようとする場合には、新規の許可の申請が必要です。

また、許可を取得した事業者がその許可の有効期限が到来した後も同じ内容で事業を行おうとする場合には、許可の更新の申請が必要です（5年ごとの更新が必要です。）。

1 申請場所

川越市資源化センター内 産業廃棄物指導課

〒350-0815 川越市大字鯨井 7 8 2 - 3 TEL 049-239-7007

申請は、必ず事前に電話予約をして下さい。その後、窓口での受付となりますので、御協力をお願いします。

2 新規許可申請手続

許可の申請を行う場合は、次の手続が必要です。

(1) 許可基準等について

以下の基準等を全て満たしていないと、許可を受けることはできません。

- 提出する誓約書(添付書類 3 : 5 ページの表参照)に掲げる項目に申請者、役員等、使用人及び法定代理人が該当しないこと。
- 事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして次の基準に適合するものであること。

施設に係る基準	使用済自動車 を解体するま での間保管す るための施設 について ○ 使用済自動車及び解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」といいます。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合には、その場所に外部からの進入防止のための囲いが設けられ、かつ、保管区域が明確であること。 ○ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合には、床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置が講じられていること（保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。）。 ○ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合には、廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること（保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限
---------	---

		りでない。)
--	--	--------

施設に係る基準	燃料採取場所について（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）	○ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置が講じられていること。 ○ 廃油が事業所から流出しないよう、ためます等及びこれに接続している排水溝が設けられていること。
	解体作業場（使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所）について	○ 燃料以外の廃油及び廃液を回収できる装置を有すること（手作業により使用済自動車から廃液及び廃油が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、当該装置を有してなくてもよい。) ○ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置が講じられていること。 ○ 廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続する排水溝が設けられていること（解体作業場の構造上、廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、流出防止のための必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、当該装置等がなくてもよい。) ○ 雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、床面に雨水がかからないようにするための設備（屋根、覆い等）を有すること（屋根、覆い等の設置が著しく困難で、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な能力を有する油水分離装置を設ける等の措置が講じられる場合は、当該設備がなくてもよい。)
	取り外した部品を保管するための設備について	○ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置が講じられていること（保管に先立ち、取り外した部品からの廃油及び廃液の漏出防止措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。) ○ 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防ぐため、部品に雨水がかからないようにするための設備（屋根、覆い等）を有すること（保管に先

		立ち、取り外した部品からの廃油及び廃液の漏出防止措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。)
--	--	--

施設に係る基準	解体自動車を保管するための施設について	○ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること。
能力に係る基準		○ 標準作業書 を常備し、従事者に周知していること。 ○ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を続けることが困難ではないと確認できること。

※ 「標準作業書」とは

申請者が使用済自動車及び解体自動車の保管・解体等を行う場合の標準的な作業手順等を記載するものです。記載する内容は以下のとおりとなっています。これに加えて、上に示した基準の例外規定に当てはまる場合は、その旨を明確に記載してください。

① 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
② 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
③ 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収部品（エアバッグ等）、鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯の回収の方法を含む。）
④ 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
⑤ 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
⑥ 使用済自動車又は解体自動車から分離した物品、材料その他の有用なものの保管の方法
⑦ 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
⑧ 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
⑨ 火災予防上の措置

(2) 解体業計画書の提出

解体業の許可を取得しようとする皆さんには、申請書を提出していただく前に解体業計画書を提出していただきます。

なお、計画に係る施設について、都市計画法や建築基準法等の他法令に基づく手続が別途必要となる場合がありますので、該当する他法令に基づく手続の担当者によく相談して計画を進めてください。

※ 既に川越市内で解体業の許可を取得している事業者が解体作業を行う事業所を追加する場合は、変更の届出となりますが、この場合も計画書を提出してください。

(3) 許可の申請

提出された計画書の内容から、その事業計画が解体業の許可を受ける基準を満たすものであると判断される場合に、計画書を受理します。受理後、許可の申請に必要な書類をお渡ししますので、以下の申請書及び添付書類に必要な事項を記載し、申請して

ください。

提出部数は、**正本１部、副本１部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。

なお、副本はコピーでも構いません。

種類	内 容
申請書	解体業許可（許可更新）申請書（様式第五）
添付書類 1	事業計画書
添付書類 2	申請者等の身分を証明する書類 申請者の法定代理人の身分を証明する書類 （申請者が未成年者である場合） 役員等の身分を証明する書類 株主又は出資者の身分を証明する書類 （法人の場合で、発行済株式総数の１００分の５以上の株を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者がいる場合） 法人の場合：ア 定款又は寄附行為 イ 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ウ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、又はそれらと同等以上の支配力を有すると認められる者）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 エ 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主があるときは、該当する株主の有する株式の数を記載した書類のほか、次の（ア）又は（イ）に示す書類（（ア）又は（イ）のどちらか該当する方を選択） （ア） 該当する株主が個人の場合は、その株主の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 （イ） 該当する株主が法人の場合は、その法人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 オ 出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、該当する出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類のほか、次の（ア）又は（イ）に示す書類（（ア）又は（イ）のどちらか該当する方を選択） （ア） 該当する出資をしている者が個人の場合は、その出資をしている者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 （イ） 該当する出資をしている者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 カ 申請者の使用人で次の（ア）又は（イ）に掲げるものの代表者であるものがいる場合は、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 （ア） 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） （イ） （ア）以外に継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの 個人の場合：ア 住民票の写し及び登記されていないことの証明書 イ 申請者の使用人で次の（ア）又は（イ）に掲げるものの代表者であるものがいる場合は、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 （ア） 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） （イ） （ア）以外に継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの 申請者が未成年者である場合：その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
添付書類 3	誓約書（申請者等が欠格要件に該当しないことの誓約書）
添付書類 4	解体業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等
添付書類 5	申請者が添付書類 4 に掲げる施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類
添付書類 6	資産の状況を説明する書類（収支見積書）

添付書類7	標準作業書
-------	-------

- ※ 住民票の写しについては、本籍地の記載のあるものを提出してください。
- ※ 外国人にあっては、国籍等の記載のあるものを提出してください。
- ※ 登記事項証明書、住民票の写しについては、**発行後3か月以内**のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。
- ※ 事業所が複数ある場合は、添付書類1、添付書類4、添付書類5及び添付書類7については事業所別に添付してください。
- ※ 許可更新時には、現行許可証の写しを添付してください。なお、施設関係の添付書類（4及び5）については、変更がなければ、許可更新時の提出は不要です。

(4) 許可申請手数料

許可申請手数料は、新規許可申請78,000円、許可更新申請70,000円です。産業廃棄物指導課職員が申請書等の記載内容を確認し、申請書等が受理できる内容となっていると判断した場合に申請を受理します。受理後、納入通知書により手数料を納めていただきます（手数料納入後、申請者の都合により申請を取り下げる場合や申請者が欠格要件に該当する等の理由により市長が不許可とした場合については、手数料は返却できません。）。

3 解体業者の責務

(1) 使用済自動車の引取り

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、**正当な理由**がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

※ 「**正当な理由**」とは

ア 天災その他やむを得ない事情や理由により使用済自動車の引取りが困難である場合

(例) 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合

イ 使用済自動車に異物が混入している場合

ウ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合

(例) 大量一括持ち込みの要請がある場合等、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合

エ 使用済自動車の引取りの条件が通常の引取りの条件と著しく異なる場合

(例) ・ 使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣習（地域性についても考慮したもの）と著しく異なる場合

・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合

・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合

オ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗（社会の一般的道徳観念）に反するものである場合

(例) 盗難車と分かっている引取り等

(2) 使用済自動車及び解体自動車の引取報告

使用済自動車又は解体自動車を引き取ったときは、引き取った日から3日以内に、**電子マニフェスト制度**により(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

※ 「**電子マニフェスト制度**」とは

関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者）等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターにパソコンによる電子情報で報告する制度です（事業者は、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。）。

電子マニフェストの主な機能は、次のとおりです。

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車に関する統計情報の整備

電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(3) 再資源化の実施

引き取った使用済自動車の解体を行うときは、使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること等、使用済自動車の再資源化（リサイクル）を行わなければなりません。その際、使用済自動車の再資源化は、次のアからエまでに示す再資源化に関する基準に従って行わなければな

りません。

ア 部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、部品、材料等該当する有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するように努めること。

イ 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化（リサイクル）を自ら行うか（リサイクルが技術的・経済的に困難な場合は適正処理）、又は再資源化を業として行うことができる者に引き渡すこと。

ウ 技術的かつ経済的に可能な範囲で、イで示すもの以外のもので部品、材料等として有用なものを使用済自動車又は解体自動車から回収し、再資源化を自ら行うか、又は再資源化を業として行うことができる者に引き渡すこと。

エ イ又はウの規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、再資源化を行うまでの間（再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合は、その引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

(4) エアバッグ類の取外し回収（又は車上作動処理）及び引渡し

引き取った使用済自動車の解体を行うときは、運転席や助手席のエアバッグ、シートベルトプリテンショナー等のインフレーター（ガス発生装置部分）等（以下「エアバッグ類」といいます。）について、必ず次のア又はイの方法で回収等を行わなければなりません。

ア 取外し回収

エアバッグ類を取外し回収後、自動車製造業者等の指定する指定引取場所に引き渡す（この場合、自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、その引取基準に従って引き渡さなければならない。）。

※ 「引取基準」とは

自動車製造業者等又は指定再資源化機関（指定再資源化機関は財団法人自動車リサイクル促進センターが運営しています。）が、シュレッダーダスト（解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収したもの）、エアバッグ類及びフロン類を引き取るときのその性状、引取りの方法及び荷姿の基準を定めたものです。

引取基準を定めた場合は、遅滞なく公表しなければならないこととなっていますので、詳細は自動車製造業各社等のホームページでご確認ください。

イ 車上作動処理

自動車製造業者等から委託を受けて車上作動処理を行う（車上作動処理を行うためには、自動車再資源化強力機構を通じて自動車製造事業者等と委託契約を締結することが必要です。）。

(5) エアバッグ類の引渡報告

自動車製造業者等又は指定資源化機関にエアバッグ類を引き渡したとき（自動車製造業者等又は指定資源化機関に引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合には、

運搬を受託した者に引き渡したとき) 又はエアバッグ類を車上作動処理したときは、引き渡した日又は車上作動処理を行った日から3日以内に、電子マニフェスト制度により(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

(6) 解体自動車の引渡し

引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。

※ 「解体自動車全部利用者」とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

(7) 使用済自動車又は解体自動車の引渡報告

他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき(他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合には、運搬を受託した者に引き渡したとき)は、引き渡した日から3日以内に、電子マニフェスト制度により(財)自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

(8) 廃棄物処理基準に従う義務

使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可は不要ですが、同法で定める廃棄物処理基準に従って処理し、運搬する義務があります。

(9) 標識の掲示

解体業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横それぞれ20cm以上の大きさで、解体業者の氏名又は名称、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。

4 許可事項の変更等届出

(1) 変更の届出

次の表中の事項に変更が生じた場合は、**変更後30日以内**に届出の手続が必要です。次の届出書、誓約書及び添付書類を許可証の写しとともに提出してください(事業所の追加又は複数ある事業所のうち一部の事業所を廃止する場合は変更の届出となります。事業所を追加し、又は拡張する場合は、以下の書類を提出する前に解体業計画書(4ページの解体業計画書の項目参照)の提出が必要となる場合がありますので、事前に産業廃棄物指導課にご相談ください。)

ア 解体業変更届出書

イ 誓約書(6ページの表参照)

ウ 添付書類(次の表の1から9までのうち該当するもののみ提出してください。)

※ 事業所や保管施設の拡張、新設等を行おうとする場合は、他の法令上の規制等と

の調整を行う必要がある場合がありますので、事前に産業廃棄物指導課にご相談ください。

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

	変更事項	添付書類
1	解体業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○個人の場合 ①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等）） ③住所を変更する場合は案内図 ○法人の場合 ①定款又は寄附行為 ②登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） ③住所を変更する場合は案内図
2	事業所の名称及び所在地	①施設の構造を明らかにする図面等 ②施設の所有権又は使用权を証する書類 ③案内図
3	法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び住所	①登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） ②住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ③登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等）） ④新旧対照表
4	解体業者が未成年である場合、その法定代理人の氏名及び住所	①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等））
5	解体業者の使用人の氏名及び住所	①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する

		試験結果等))
6	事業の用に供する施設の概要	①施設の構造を明らかにする図面等 ②施設の所有権又は使用権を証する書類、 ③案内図
7	標準作業書の記載事項	変更後の標準作業書の写し
8	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	○個人の場合 ①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等）） ③変更に係る者の有する株式の数又は出資の金額を記載した書類 ○法人の場合 ①登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。 現在事項全部証明書不可 ） ②変更に係る者の有する株式の数又は出資の金額を記載した書類
9	解体業を行う事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え・保管を行う場合、当該場所の所在地・面積・保管量の上限	①施設の構造を明らかにする図面等、 ②施設の所有権又は使用権を証する書類 ③案内図

- ※ 提出部数は、**正本1部、副本1部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。
- ※ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。
- ※ 住民票の写し、登記事項証明書は**発行後3か月以内**のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。

(2) 廃業等の届出

許可業者は次の事項に該当した場合は、**該当する事項が発生した日から30日以内**に次の手続が必要です。

次の届出書及び添付書類を作成し、許可証とともに提出してください。

ア 解体業廃業等届出書

イ 添付書類(次の表中の1から5までのうち該当するもののみ提出してください。)

届出を必要とする各状況及び届出義務者

	届出を必要とする状況	添付書類及び届出義務者
1	個人の事業主が死亡した場合	相続人の戸籍全部事項証明書 (届出者：相続人)

2	法人が合併により消滅した場合	登記事項証明書（商業登記簿謄本） （届出者：その法人を代表する役員であった者）
3	法人が破産により解散した場合	破産管財人であることがわかる書面 （届出者：破産管財人）
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人であることがわかる書面 （届出者：清算人）
5	解体業を廃止した場合	法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本） （届出者：解体業者であった個人本人又は解体業者であった法人を代表する役員） ※ 代表役員でない役員が提出する場合は、法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）が必要です。

- ※ 提出部数は、**正本 1 部、副本 1 部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。
- ※ 廃業等届出書の提出に手数料はかかりません。
- ※ 戸籍全部事項証明書及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）については、正本添付用には原本の提出をお願いします。
- ※ 個人の事業主が死亡し、その相続人が解体業を行おうとする場合には、新たに許可を受ける必要があります。

5 許可の更新

解体業者が、引き続き解体業を行おうとする場合には、**許可を受けてから 5 年以内**にその更新を受けなければなりません。以下のことにご注意ください。

- (1) 許可の有効期間内に更新を受けない場合、有効期間満了によりその効力を失います。
- (2) 許可の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。
- (3) 更新の申請書類や必要な添付書類については、**新規の場合と同様**です（許可更新時には、現行許可証の写しを添付してください。施設関係の添付書類 4 及び添付書類 5（→ 6 ページの表参照）については、変更がなければ、許可更新時の提出は不要です。）。
- (4) 更新後の有効期間は、**更新前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算して 5 年**です。